

入札心得

(財務規則の遵守)

第1 競争入札に参加しようとする者は、飯山市財務規則の規定を守らなければならない。

(入札保証金)

第2 入札保証金は、財務規則 ~~第110条第1項本文~~の規定により、~~見積った契約金額の100分の5以上とする。~~
第110条第1項4号 免 除

(落札決定の保留)

第3 落札となるべき者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、落札となるべき者と契約を結ぶことが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当とみられるときは、落札決定を保留することがある。

2 前項により落札決定を保留している期間中は、入札者はその申し込みを撤回することはできない。

3 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者にその旨を通知する。

(契約成立の時期)

第4 契約の締結は、落札の日から7日以内（休日（飯山市の休日を定める条例（平成元年飯山市条例第27号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下同じ。）を含む。ただし、7日目が休日に当たる場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日。）に契約又は仮契約（議会の議決に付すべきものに限る。）を締結しなければならない。

(工事等の着手)

第5 契約人は、契約締結後7日以内に、工事等に着手しなければならない。

(契約に関する経費の負担)

第6 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

(契約規則)

第7 このほか建設工事等の請負規約について必要な事項は、建設工事等請負契約書で定めるとおりとする。

(その他)

第8 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えて落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額（税込み総額）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入札回数は最大で2回までとし、落札者がいない場合の見積りによる随意契約はしないこととする。また入札前に指名業者名の公表も、実施しないこととする。

~~2 最低制限価格の設定された入札において、最低制限価格未満の応札があった場合は、その業者は失格とする。なお、1回目の入札において落札者がいない場合、1回目に失格となった業者は、2回目の入札に参加できない。~~

- 3 建設工事等の入札にあたり、入札書と事業費内訳書を提出すること。
ただし、事業費内訳書は1回目のみとし再度の入札の際は、提出不要とする。
(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条)

(1) 事業費内訳書の積算価格(以下「内訳書価格」という。)と入札書の入札金額は原則として一致しなければならない。ただし、内訳書価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した当該入札書は、有効として扱うものとする。

また、積算価格の値引きは、認めないこととする。

(2) 前号の事業費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。

- ・ 本通知書添付の様式例によるもの
- ・ 設計図書(いわゆる金抜設計書)のうち事業費内訳書に単価、金額を記載したもの(工種内訳まで。単価表、施工内訳表の提出は、不要。)
- ・ 前記と同等の項目が含まれる独自様式によるもの

(3) 一度提出された事業費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(4) 事業費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。